

消 防 危 第 1 7 8 号
平 成 3 0 年 9 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各政令市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

日頃から、移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

危険物の移送又は車両による運搬中における災害については、一度発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動のまひ等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、このような災害の発生を未然に防止するため、下記要領で立入検査を実施し、より一層の安全確保の徹底を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いします。

記

1 立入検査の日時、場所

(1) 日 時

平成30年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に、適宜選定して行うこと。

(2) 場 所

道路上、危険物の積卸し場所、移動タンク貯蔵所の常置場所等において、安全かつ効果的に立入検査を実施できる場所を選定して行うこと。

なお、近年、道路上で立入検査を実施した場所の数及び検査を受けた車両の数が減少傾向にあることから、道路上での立入検査の実施に配慮すること。

〔 道路上で立入検査を実施した場所の数 平成19年：951 平成24年：841 平成29年：800
道路上で立入検査を受けた車両の数 平成19年：2,946 平成24年：2,023 平成29年：1,585 〕

2 立入検査の対象

- (1) 移動タンク貯蔵所
- (2) 危険物運搬車両

3 立入検査の重点項目

立入検査にあわせ、「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について」（平 30 年 1 月 25 日付け消防危第 14 号）で示した「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」に基づく下記事項について重点的に指導すること。

(1) 移動タンク貯蔵所に関する事項

- ア 位置、構造又は設備の変更に係る変更許可申請の周知徹底（常置場所、注入ノズル及びホース設備等の無許可変更等）
- イ 定期点検（特に 5 年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施及び点検記録等の備え付けの徹底
- ウ 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）
- エ 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行の徹底

(2) 危険物運搬車両に関する事項

- ア 運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
- イ 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底

(3) 危険物運搬車両におけるイエローカードの携行

- 必要なイエローカードの携行の徹底（ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものについては調査対象外とする。）

4 立入検査に際しての留意点

- (1) 道路上で実施する立入検査については、警察等関係機関と十分連絡をとり、原則として警察と合同で実施すること。

- (2) 立入検査で発見された無許可又は基準不適合の移動タンク貯蔵所及び運搬車両への対応にあたっては、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号）及び「危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について」（平成 14 年 10 月 23 日付け消防危第 503 号）を考慮すること。

なお、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づき、適切な措置をとること。

- (3) 常置場所の変更許可を受けることなく常置場所の位置を変更している移動タンク貯蔵所を発見した場合は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について（通知）」（平成 9 年 3 月 26 日付け消防危第 33 号）により、必要な措置をとること。
- (4) 平成 28 年度の立入検査において、移動タンク貯蔵所の注入ノズルを無許可で変更や改

造した事案が多数報告されたことを受け、「移動タンク貯蔵所における保安確保の徹底について」（平成 29 年 3 月 24 日付け消防危第 65 号）を発出していることから、同内容について関係者に周知徹底するなど、適切に指導すること。

(5) イエローカードは、事故発生時に迅速かつ的確な対応を図るための書面であることから、積載物品のイエローカードがすぐに特定できる方法で携行するよう指導すること。

なお、一般社団法人日本化学工業協会では、イエローカードについて次の通り運用しているので、参考とすること。

- ① 事業者がイエローカードを作成し、それに基づいて乗務員を教育し輸送中は常時携行させる。
- ② イエローカードは運転席の目に付きやすいところに設置する（納品書と共に置くと非常時に出しやすい。）。
- ③ 輸送している化学品以外のイエローカードは携行させない。
- ④ 緊急連絡先の荷送会社（荷主）は 24 時間対応可能な事業所等とする。
- ⑤ 事故対応体制を確立し、訓練を実施する。（事業者の連絡系統、機材・人員の確保と派遣、応援要請等）

(6) 立入検査の機会を活用し、移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、移送中における危険物の保安の確保について、細心の注意を払うよう注意喚起を行うこと。

5 立入検査結果の報告

立入検査の実施結果は、別添「移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その 1）～（その 3）」、「イエローカード携行状況」及び「イエローカード不携行車両等調査表」により、平成 30 年 12 月 14 日（金）までに、都道府県ごとに取りまとめの上、電子データにて報告すること。

報告先：危険物指導調査係 篠崎

電子メールアドレス t3.shinozaki@soumu.go.jp

連絡先	消防庁 危険物保安室 危険物指導調査係
担当	小島、篠崎
TEL	03-5253-7524（直通）

別 添

(都道府県名：)

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その1）

実施消防機関数（※ ）

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所				危険物運搬車両			警察機関との協力状況
			実施車両数	基準不適合車両数	無許可車両数	不適合車両数等	実施車両数	基準不適合車両数	認識状況不良車両数	
道路上			()	()	()					有 箇所
										無 箇所
常置場所			()	()	()					
危険物の積卸し場所			()	()	()					
その他			()	()	()					
合計			()	()	()					

- (注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。）の立入検査の結果を総括して記載すること。
- 2 「道路上」には、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合を含む。
- 3 「常置場所」とは、完成検査済証に記載された常置場所をいう。
- 4 「その他」とは、「道路上」、「常置場所」及び「危険物の積卸し場所」以外の場所をいう。
- 5 「基準不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- 6 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
- 7 移動タンク貯蔵所の「実施車両数」、「基準不適合車両数」又は「無許可車両数」欄の（ ）内には、他の行政庁の許可に係る車両数を内書きで記載すること。
- 8 危険物運搬車両の「認識状況不良車両」とは、本文3の(2)のイが不良と認められる車両をいう。
- 9 ※欄及び表中の実施消防機関数については、次の例により記載すること。
- 例) A消防本部が道路上で3日間、B消防本部が道路上で1日及び常置場所で2日間実施した場合、実施消防機関数（※）欄は2、表中の道路上及び常置場所の実施消防機関数の欄はそれぞれ、2、1と記入すること。

(都道府県名：)

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その2）

項 目		車 両 数			
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	貯蔵、取扱い の基準不適合 (法 10 条 3 項)	許可品名以外の貯蔵(令 24 条 1 号)			
		貯蔵、取扱いの不備による流出等 (令 24 条 8 号及び令 26 条 1 項 7 号)			
		マンホールのふた不適合			
		完成検査済証等備付け義務違反(令 26 条 1 項 9 号)			
		その他の貯蔵、取扱いの基準違反(令 24 条～27 条(上記の各項号を除く。))			
		小 計	0		
	設 備 等 の 基 準	常置場所に係る基準不適合(令 15 条 1 項 1 号)			
			タンク本体に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 2 号、3 号、7 号及び 8 号)	塗料の剥離発錆	
				変形及び破損	()
		そ の 他			
		附属装置に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 4 号(防波板を除く。)、5 号及び 6 号)	変形及び破損		
			機能不良		
			そ の 他		
		配管及び弁等に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 9～12 号)	変形及び破損	()	
			機能不良		
			そ の 他		
		維 持 義 務 違 反 (法 12 条 1 項)	電気設備及び接地導線の不良等(令 15 条 1 項 13 号及び 14 号)		
			表示及び標識の未設置等(令 15 条 1 項 17 号)	未設置及び不足	
				そ の 他	
			消火器の未設置等(令 20 条)	未設置及び不足	
	そ の 他				
其 他 の 設 備 等 の 基 準	その他の設備等の基準不適合(令 15 条 1 項(上記の各項号を除く。))				
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令 15 条 2 項)				
	IMDG コード不適合				
	給油タンク車の特例基準不適合(令 15 条 3 項)				
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令 15 条 4 項)				
小 計	0				
移 送 の 基 準 不 適 合 (法 16 条の 2)	危険物取扱者無乗車(法 16 条の 2・1 項)				
	運転要員不足(令 30 条の 2・2 号)				
	危険物取扱者免状不携帯(法 16 条の 2・3 項)				
	その他の移送基準に係る不適合(令 30 条の 2・1 号及び 3 号～5 号)				
小 計	0				
定 期 点 検 に 係 る 義 務 違 反 (法 14 条の 3 の 2)	漏れの点検未実施				
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法 13 条の 23)				
	合 計	0			

危険物 運搬車 両	運搬の基準 不適合 (法 16 条)	運搬容器の技術上の基準不適合(令 28 条)		
		積載方法基準不適合 (令 29 条)	収納、表示不適合(令 29 条 1 号及び 2 号)	()
			積載不適合(令 29 条 3 号、4 号及び 7 号)	
			被覆不適合(令 29 条 5 号)	
			混載不適合(令 29 条 6 号)	
	小 計		0	
	運搬方法基準不適合 (令 30 条)	標識(令 30 条 1 項 2 号)	未 掲 示 及 び 不 足 そ の 他	
		消火器 (令 30 条 1 項 4 号)	未 設 置 及 び 不 足 そ の 他	
		その他		
		小 計		0
	その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良		
合 計			0	

- (注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所又は危険物運搬車両の基準不適合車両について、左欄の項目に該当する車両の数を記載すること。
 なお、1 台の車両で 2 以上の項目に該当する場合は、各々の項目に記載すること。
- 2 () 内には、流出のあった数を再掲すること。
- 3 マンホールのふた不適合は、貯蔵及び取扱いの不備による流出等数の内数とすること。
- 4 IMDG コード不適合は積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合数の内数とすること。
- 5 漏れの点検未実施数は定期点検に係る義務違反数の内数とすること。

(都道府県名：)

イエローカード携行状況

危険物名			移動タンク貯蔵所		危険物運搬車両	
類	品名	化学名	調査台数	携行台数	調査台数	携行台数
(混載車両の記載例)						
○	○ ○ ○	A		(2)		
△	△ △ △	B	2	(2)		
□	□ □ □	C		(1)		
○	○ ○ ○	A		(1)		
△	△ △ △	B	1	(0)		
◇	◇ ◇ ◇	D		(0)		

- (注) 1 危険物の運搬中又は移送中（常置場所及び空荷車両は除く。）におけるイエローカードの携行状況を調査対象とする。
2 ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものについては調査対象外とする。
3 1台の車両に複数の危険物を混載していた場合は、上記（混載車両の記載例）によること。

(都道府県名：)

イエローカード不携行車両等調査表

移動タンク貯蔵所

危 険 物 名				積載数量 (L)	運転者のイエロー カード認識状況
類	品 名	化 学 名	製造元会社名		

危険物運搬車両

危 険 物 名				積載数量 (L)	運転者のイエロー カード認識状況
類	品 名	化 学 名	製造元会社名		

- (注) 1 この表には、「イエローカード携行状況」において、イエローカード不携行であった1台の車両ごとに、それぞれの危険物名について記載すること。
- 2 表中の運転者のイエローカード認識状況欄には、当該車両運転者がイエローカードについて認識していた場合は「○」、認識していなかった場合は「×」と記入すること。